

入間市手話言語条例 制定要旨

1 経緯

平成18年12月に国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択され、手話が言語に含まれることが明記されました。

わが国では、平成23年8月の障害者基本法の改正により、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と示され、手話が初めて言語として位置付けられました。

県内でも34自治体が手話言語条例を制定しており、本市におきましても、聴覚障害者団体等と協議を重ね、障害者福祉審議会における審議を経て、本案を提出するものです。

2 趣旨

手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人が安心して暮らすことができる環境を整え、共に生きることができる地域社会の実現に寄与するために必要な事項を定めるものです。

3 条例で定める主な内容

基本理念、市の責務、市民の役割、事業者の役割、施策の推進方針

4 施行期日

令和3年4月1日

5 手話言語条例制定状況

（令和2年12月28日現在 全日本ろうあ連盟より）

○全国 29道府県/14区/272市/56町/2村 計373自治体

○埼玉県内 34自治体

埼玉県、朝霞市、三芳町、富士見市、三郷市、桶川市、ふじみ野市、久喜市、熊谷市、川口市、蓮田市、秩父市、行田市、本庄市、小鹿野町、横瀬町、長瀬町、皆野町、越谷市、上尾市、伊奈町、川越市、八潮市、北本市、加須市、神川町、鴻巣市、毛呂山町、東松山市、坂戸市、吉川市、美里町、戸田市、白岡市